

---

領域名：精神保健看護

報告者：村上満子

---

教育及び実践の課題

---

精神看護は、行動制限という人権侵害とつねに隣り合わせにある。これまで、精神医療の現場が抱えるジレンマや課題を伝えることは、初学者の理解を超えると考えられていた。実際、行動制限は看護なのかという疑問をもつ学生も多いだろう。看護師は、与えられた環境のなかで、今すぐに本人と他人の安全を守る立場に置かれる。ジレンマを感じつつ働くことは難しく、違和感はすぐに消失する。初学者に現状を見せ、生じる違和感を取り上げて本音で話し合う教育は、実践を見直す機会となり、学生に人を尊重する具体例をイメージさせる。それは精神医療を改善する機会をひとつ増やすことである。

---

活用した論文の概要

---

この論考は、英国の5施設において、主に欧州で使用されている抑制方法の容認性と使用実際、及び、ある特定の攻撃的事象に対する徒手的拘束に至るまでの時間を、隔離室やPICU（より質の高いケアができるユニット）の設置別に比較した挑戦的な研究である。3つのことが提起されている。①看護が現状のサービス提供形態、つまり治療環境に左右されること。例えば、隔離室があれば使ってしまう。②スタッフレベルの代替手段として行動制限が使われていること。人の尊厳よりコスト削減が優先される。③容認性が最も高いPICUのない病棟で働く人がいること。最善ではない労働環境が容認されている。

---

教育及び実践への活用

---

学生には3年前期で論文を紹介し、後期実習で、指導者に論文趣旨を伝え、行動制限最小化の取組みについての説明を依頼した。行動制限の必要性や解除の判断、患者への説明の仕方、制限を解除するための実践が伝えられた。このテーマについて学生に討議と800字程度のレポートを課した。約半数の学生が「患者への説明」と「治療環境」に言及していた。インフォームドコンセントの重要性、行動制限が「本当に必要か考える」「制限する前にできること」「対話や信頼関係」の他に、「もしも・・・を考えすぎると自由を奪ってしまい尊厳が失われる」「一人が起こした問題を他の人にも適応してしまう」危険性を指摘する学生もいた。現場での実践を「意識的に」教授することは「人を尊重する看護」の学習につながることを示唆された。初学者に現状を見せ、違和感について本音で話し合う機会をつくるのが、今後の精神医療を変えていく教育であると考えられる。

---

参考文献

---

Sophie AP. et al. (2017). Acceptability and use of coercive methods across differing service configurations with and without seclusion and/or psychiatric intensive care units. J Adv Nurs. Apr, 73(4), 966-976.

---